

あなたの周りに気になる子どもはいませんか？

- 頻繁に怒鳴られ、ひどく泣いている
- 衣服や髪の毛がいつも汚れている
- 顔や身体に不自然な打撲等の痕がある
- 戸外へ出されている
- 夜遅くまで一人で遊んでいる
- お腹をよく空かしている

「もしかして、虐待かも」と思ったら

☎189

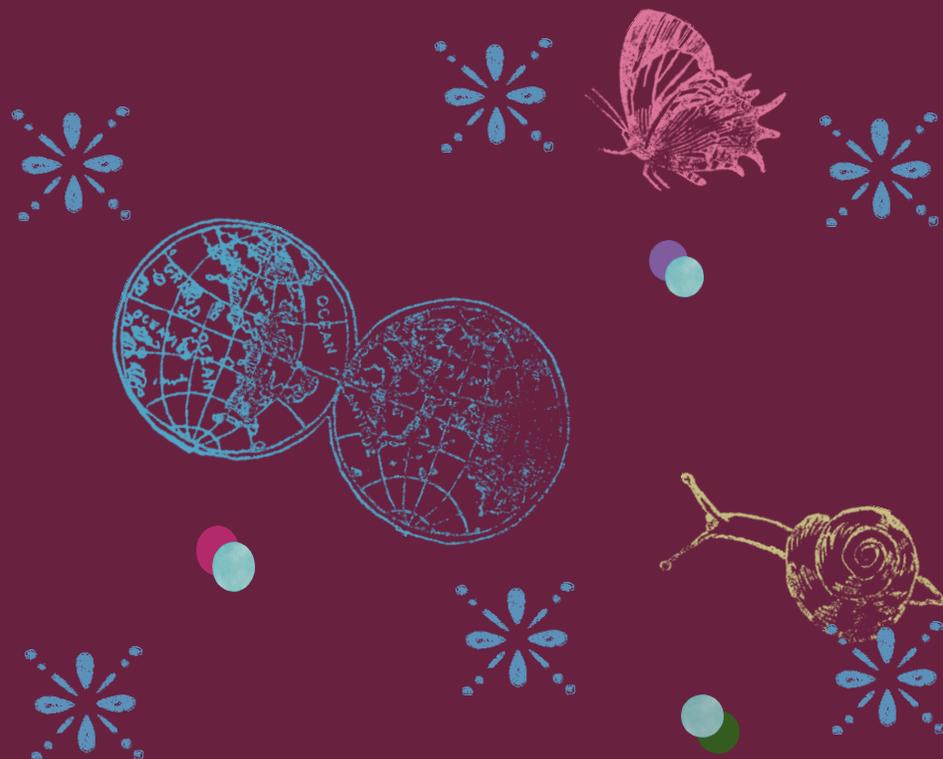
あなたの電話で救われる子どもがいます。
たとえ間違っていたとしても、連絡した人が責められることはありません。

通報の秘密は守られます。

平成31年3月発行
島本町総合政策部人権文化センター
〒618-0011 大阪府三島郡島本町広瀬二丁目22番27号
TEL：075-962-4402 FAX：075-962-4499

そろばんあまもり BOOK

～相談してみませんか？～



女性への暴力

配偶者などからの暴力(DV)、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等の女性に対する暴力は人権を著しく侵害する行為です。このような暴力は個人の問題ではなく、社会全体の問題であるという認識を持つことが大切です。

DV

島本町女性相談【予約制】

- ◆第2水曜・第4火曜日 午後1時～午後5時
- ☎ 075-962-4402 (島本町立人権文化センター)

島本町DV支援窓口

- ◆月～金曜日 午前9時～午後5時30分
- ☎ 075-962-8454 (島本町福祉推進課)

大阪府女性相談センター

- ☎ 06-6946-7890 (24時間365日)
- ☎ 06-6949-6022 (年末年始・祝日を除く9時～20時)

吹田子ども家庭センター

- ◆月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時45分
- ☎ 06-6380-0049 (DV相談専用電話)

身体的暴力

殴る、蹴るなど

性的暴力

性行為を強要する
避妊をしないなど

精神的暴力

言葉の暴力、無視、束縛など

経済的暴力

生活費を渡さない
仕事を辞めさせるなど

暴力はどんな関係であれ、決して許されません!

緊急時は110番または最寄りの警察署へ!

こころや悩みの相談

子育て相談

家庭児童相談【面接・電話相談】(島本町子育て支援課)

- ◆月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時30分～午後5時
- ☎ 075-962-7461 FAX 075-962-0611

保育所の子育て相談【面談相談(予約制)】(島本町立第四保育所内)

- ◆水・金曜日(祝日・年末年始を除く) 午後1時～午後4時
- ☎・FAX 075-962-6500

子育ては嬉しいこともあるけど、大変なこともありますね。
悩んでいませんか?一人で抱えこまず、お話ししてみてください。

教育・発達相談

教育・発達相談【面接・電話相談(予約制)】

- ◆月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時
- ☎ 075-962-4238

就学に対する不安や質問、学校生活・学習、発達についての色々な相談を行っています。

また、各種奨学金制度の紹介や情報提供もしています。
ぜひ、お気軽に相談ください。

こころや悩みの相談

女性のからだはホルモンの影響により生涯にわたって変化することから、心にも大きく影響することがあります。

「気持ちがいらいら」、「家族や子育てなどで悩みがある」。人に相談することで状況や気持ちを整理することができたり、心にゆとりが持てるようになります。「こんなことで相談していいのかな…」と思わず、気軽に相談してください。

女性相談全般

島本町女性相談【予約制】

◆第2水曜・第4火曜日 午後1時～午後5時
☎ 075-962-4402 (島本町立人権文化センター)

心の健康に不安な方、適切な医療機関や社会復帰サービスなどを知りたい方のための相談 (カウンセリングではありません)

こころの健康に関する相談

大阪府こころの健康総合センター こころの電話相談

◆月・火・木・金曜日 (祝日・年末年始を除く)
午前9時30分～午後5時
☎ 06-6607-8814

心の病気の緊急時にかかりつけの医療機関が診療を行っていない場合、必要に応じて精神科救急医療機関の利用についてご案内

おおさか精神科救急ダイヤル

◆月～金曜日 午後5時～翌朝午前9時
土・日・祝日・年末年始 午前9時～翌朝午前9時
☎ 0570-01-5000 (一部のIP電話からは接続不可)

人間関係、仕事、学校、家族、ご自身のこと、お困りのことをご相談ください。専門の相談員がお話を聞きます。

若者専用 (40歳未満) 電話相談

わかぼちダイヤル～わかものハートぼちぼちダイヤル～

◆水曜日 (祝日・年末年始を除く) 午前9時30分～午後5時
☎ 06-6607-8814

女性への暴力

セクハラ・パワハラなど

大阪府総合労働事務所

◆月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時45分
※第1・2・3・5木曜日は午後8時まで (祝日の場合は翌日に実施)
☎ 06-6946-2601 (セクハラ専用)
☎ 06-6946-2600 (パワハラ、職場のいじめ等様々な労働問題の相談)

大阪労働局 総合労働相談ダイヤル

◆月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時
※火曜日は午後6時まで
☎ 0120-939-009 (大阪府外及び携帯電話・PHS等からは利用不可)
※フリーダイヤルにつながらない場合は、☎ 06-7660-0072へ

もしも被害にあったら...

いつ・どこで・だれに・どのようなことをされたか、周りには誰がいたか等を細かくメモに残すようにしましょう。

されて嫌なことははっきりと拒絶し、解決しない場合は相談機関に話をしてください。

女性への暴力

性犯罪

性犯罪被害110番 ※ 女性警察官が対応

◆24 時間対応

☎0120-548-110 または #8103

(大阪府警察本部捜査第一課)

列車内ちかん被害相談 ※ 女性警察官が対応

◆24 時間対応

☎06-6885-1234 (大阪府警察本部鉄道警察隊)

プライベートゾーンを知っていますか?

水着を着て隠れる部分のことです。
他人に簡単に見せたり触らせたりしては
いけない、自分だけの大切な場所。
「写真を送って、ほかの人には見せないよ!」
と言われても、スマホや携帯で写真を送ったり
するのはやめましょう!

自分の心も身体も大切に!

女性への暴力

ストーカー

ストーカー110番

◆24 時間対応

☎06-6937-2110 (大阪府警察本部生活安全総務課)

「つきまとい等」

恋愛感情などを抱いて、特定の人に対して次の行為を行うことをいいます。

- ・つきまとい、待ち伏せ、押しかけ、うろつき
- ・監視していることを告げる行為
- ・面会・交際などの要求
- ・乱暴な言動
- ・無言電話や拒否しているにもかかわらず連続した電話、FAX、メール、SNS のメッセージの送信等を行う
- ・汚物などの送付
- ・名誉を傷つける
- ・性的羞恥心の侵害

ストーカー規制法により、「つきまとい等」をした者に対して警察が警告をすることができます。

「ストーカー行為」

つきまとい等を繰り返し行うこと。

ストーカー規制法では、ストーカー行為をした者に罰則(1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金)が定められています。

ストーカー規制法があります!

早期の対応が大切! まずは相談を!